

教育課程部会におけるこれまでの審議の概要（検討素案）

【見え消し修正版】

【目次】

これまでの経緯

1．教育の目的とこれまでの学習指導要領改訂

2．現行学習指導要領の理念

3．子どもたちの現状と課題

4．課題の背景・原因

- (1) 社会や家庭・地域の変化
- (2) 学習指導要領の理念を実現するための具体的な手立て
- (3) 教師が子どもと向き合う時間の確保や効果的・効率的な指導のため教科書の充実
などの条件整備

5．学習指導要領改訂の基本的な考え方

- (1) 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- (2) 「生きる力」という理念の共有
- (3) 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- (4) 思考力・判断力・表現力等の育成
- (5) 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- (6) 学習意欲や学習習慣の確立
- (7) 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

6．教育課程の基本的な枠組み

- (1) 小・中学校の教育課程の枠組み
 - 小・中学校の授業時数の国際比較と現状
 - 小学校の授業時数
 - 中学校の授業時数
 - 小・中学校に共通する教育課程の枠組み
- (2) 高等学校の教育課程の枠組み
 - 高等学校教育の共通性と多様性
 - 必修教科・科目
- (3) 発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続
- (4) 教育課程編成・実施に関する現場主義の重視

7．教育内容に関する主な改善事項

- (1) 各教科等における言語活動の充実
- (2) 理数教育の充実
- ~~(3)~~ 道徳教育の充実
- ~~(4)~~ 小学校段階における英語活動の充実
- ~~(5)~~ 教科等を横断して取り組むべき課題への対応

8．各教科・科目等の内容

- (1) 幼稚園
- (2) 小学校、中学校及び高等学校
- (3) 特別支援学校

9．教師が子どもと向き合う時間の確保などの教育条件の整備等

- (1) 教職員定数の改善
- (2) 教師が子どもと向き合う時間の確保のための諸方策
- (3) 効果的・効率的な指導のための諸方策
- (4) =
- ~~(2) 指導方法の改善~~
- ~~(3) 教師の資質向上~~
- ~~(4) 教科書の充実~~
- ~~(5) ICT環境の整備~~
- ~~(6) 学習評価の改善~~
- ~~(7) 教育行政の在り方の改善~~
- ~~(8) 全国学力・学習状況調査の活用~~

10．家庭や地域との連携・協力の推進と企業や大学等に求めるもの

- (1) 家庭や地域との連携・協力の推進
- (2) 企業や大学等に求めるもの

これまでの経緯

中央教育審議会においては、平成15年5月に文部科学大臣から「今後の初等中等教育改革の推進方策について」包括的な諮問が行われたことを受け、学習指導要領の実施状況を不断に検証している。この間、同年10月には、「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」答申を行い、文部科学省において学習指導要領の一部改正を行った（同年12月）。

（第3期中央教育審議会における検討）

平成17年2月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実に図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などとあわせ、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、第3期中央教育審議会（任期：平成17年2月～平成19年1月）に対して要請^{*1}があった。

第3期の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会においては、要請の際示された検討の観点を踏まえて、平成17年4月27日の第1回以降部会を39回開催した他、小・中・高等学校の部会を11回、各教科等ごとの専門部会等を合計124回開催した。

この間、同年10月26日の本審議会の「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」などを踏まえ、平成18年2月13日には、「審議経過報告」^{*2}をとりまとめた。

審議経過報告のとりまとめの後、同年3月には、外国語専門部会から、小学校における英語教育についての審議の状況に関して報告を受けた。

*1 その際、「人間力」向上のための教育内容の改善充実、学習内容の定着を目指す学習指導要領の枠組みの改善、学ぶ意欲を高め、理解を深める授業の実現など指導上の留意点、地域や学校の特色を生かす教育の推進、といった観点から幅広く検討するよう求められた。

*2 「審議経過報告」は、学習指導要領改訂の基本的な考え方として、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむという現行学習指導要領のねらいは今後とも重要であり、その実現のための具体的手立てを講じる必要があると指摘した。

また、基礎的・基本的な知識・技能の育成（いわゆる習得型の教育）と自ら学び自ら考える力の育成（いわゆる探究型の教育）とは、対立的あるいは二者択一的にとらえるべきものではなく、この両方を総合的に育成することが必要であり、そのための手立てとして、言葉と体験などの学習や生活の基盤づくりを重視することが必要であるとした。

さらに、国語力や理数教育等の充実が必要であり、授業時数の見直しを総授業時数の在り方とあわせて検討する必要があるとした。学校週5日制については、これを維持しつつ、家庭や地域社会との連携を促進する方向で、土曜日や長期休業日の活用方を検討することが必要と提言した。

加えて、学校教育の質の保証のためのシステムの構築の観点からは、教育課程においても、学習指導要領における到達目標の明確化、情報提供その他の基盤整備の充実、教育課程編成実施に関する現場主義の重視、全国的な学力調査の実施など教育成果の適切な評価、評価を踏まえた教育活動の改善など、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルの確立の視点に立って検討を進めることが必要であるとした。

また、同年4月以降は、審議経過報告で示した改善の方向性をより具体的に検討するために、小・中・高等学校の各部会を設置し、それぞれの学校段階の改善について審議を行うとともに、専門部会において各教科等ごとに検討し、その結果を踏まえ、さらに教育課程部会において教育課程全体を見渡した総括的な立場から審議を深めた。

第3期の中央教育審議会は平成19年1月末で委員の任期末を迎えるため、同月26日に教育課程部会はそれまでの議論と今後の検討課題を整理し、「第3期教育課程部会の審議の状況について」をまとめた。

これらの検討は、平成18年12月に公布された改正教育基本法^{*1}や同法についての国会審議を踏まえて行われた。

また、有識者等からのヒアリング^{*2}を実施し、審議の参考にするとともに、文部科学省が平成17年3月から4月にかけて実施した「義務教育に関する意識調査」、スクールミーティングにおける教職員や保護者の意見、平成18年2月の審議経過報告等についての意見募集に寄せられた意見^{*3}、国際的な学力調査、教育課程実施状況調査の結果など子どもたちの学力の現状その他の各種資料に基づき、検討を進めてきた。

(第4期中央教育審議会における検討)

平成19年2月から審議を開始した第4期中央教育審議会は、同年2月6日に文部科学大臣からの審議要請を受け、教育基本法の改正を踏まえて、緊急に必要とされる教育制度の改正について集中的に審議を行い、同年3月10日に「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について(答申)」をまとめた。

同年6月に、「学校教育法等の一部を改正する法律」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」、「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」の三法が国会で成立・公布され、その中で、学校教育法においては、小・中・高等学校の目的・目標規定が改められるとともに、新たに義務教育の目標等が定められた。

*1 改正教育基本法は、自然や環境とのかかわりの重視、公共の精神や道徳心、自律心の涵養、伝統・文化の尊重、国際社会の一員としての意識の涵養といった新しい理念を教育の目標として規定(第2条)するとともに、生涯学習の理念(第3条)、義務教育の目的(第5条)、家庭教育(第10条)、幼児期の教育(第11条)、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力(第13条)、教育行政(第16条)、教育振興基本計画(第17条)など、学習指導要領改訂の方向性にかかわる規定が盛り込まれている。

*2

- ・ 義務教育に関する意識調査の結果について... 苅谷剛彦氏(東京大学大学院教育学研究科教授)
- ・ 食育について... 服部幸應氏(学校法人服部学園服部栄養専門学校理事長・校長)
- ・ キャリア教育について... 玄田有史氏(東京大学社会科学研究所助教授)
- ・ 金融・経済教育について... 高橋伸子氏(生活経済ジャーナリスト)
- ・ 全国連合小学校長会(寺崎千秋会長、池田芳和調査研究部長)
- ・ 全日本中学校長会(高橋秀美総務部長、谷合明雄生徒指導部長)
- ・ 全国高等学校長協会(甲田充彦会長)

*3 「審議経過報告」の意見募集では、405件の意見が寄せられ、例えば、「考える力」の育成にはまず知識・技能の習得が必要」、「現行学習指導要領は「自ら学び自ら考える力の育成を図る」ための方法論が示されていない」、「義務教育段階では様々な子どもたちと触れ合うことが、成長にとって不可欠」といった意見があった。

第4期の教育課程部会は、第3期の教育課程部会の審議を引き継ぎ、改正教育基本法や改正学校教育法及びその国会審議等を踏まえ、小・中学校の教育課程の枠組みや高等学校の必修科目の在り方、道徳教育や体験活動の充実といった教科等を横断した事項や各教科等の教育内容についての具体的な改善について審議を重ねている。

1. 教育の目的とこれまでの学習指導要領改訂

教育基本法第1条は、教育の目的を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と規定している。すなわち、教育の目的は、一人一人の人格の完成であり、国家・社会の形成者の育成である。このことはいかに時代が変化してもいささかも変わりはなく、普遍的なものである。

各学校において編成される教育課程の基準である学習指導要領は、この目的の実現を図るため、社会や子どもたちの変化を踏まえ、おおむね10年に一度改訂されてきた。

昭和22年に試案として示された学習指導要領は、昭和33年から文部省告示として公示された。その昭和33年改訂は、全教科を通じて経験主義や単元学習に偏りすぎていたそれまでの戦後の新教育の潮流を改め、各教科のもつ系統性を重視し、基礎学力の充実を図った。昭和43年改訂は、めざましい国民生活の向上、文化の発展、社会情勢の進展等を踏まえ、教育内容の一層の向上を図った。教育内容も授業時数も量的にピークを迎えたのはこの時期である。

これに対して、学校教育が知識の伝達に偏る傾向があるとの指摘がなされ、昭和52年の改訂では、各教科の基礎的・基本的事項を確実に身に付けられるように教育内容を精選するなど真の意味における知育を充実し、児童生徒の知・徳・体の調和のとれた発達を図った。

昭和59年から62年にかけて内閣に設置された臨時教育審議会は、教育が我が国社会の発展の原動力となってきたことを踏まえつつ、その一層の改善の観点から、「個性重視の原則」、「生涯学習体系への移行」、「変化への対応」の3つの視点で改革方策を提言した。

平成元年に行われた学習指導要領の改訂は、この臨時教育審議会答申の趣旨を踏まえ、各教科において思考力、判断力、表現力などの能力の育成や自ら学ぶ意欲や主体的な学習の仕方を身に付けさせることを重視した。

現行の学習指導要領は平成10年から11年にかけて改訂され、学校週5日制の完全実施と合わせて小・中学校は平成14年度から、高等学校は15年度から実施された。現行学習指導要領は、平成元年の学習指導要領改訂の趣旨をさらに発展させ、変化の激しい次の時代を担う子どもたちに必要な力は「生きる力」とした上で、その「生きる力」をはぐくむために、教育内容の厳選と授業時数の削減、総合的な学習の時間の創設、中学校における選択教科の授業時数の増加などを行った。

また、前述のとおり、平成15年には学習指導要領の一部改正が行われた。この改正により、学習指導要領は、すべての子どもたちに対して指導すべき内容を示したもの(学習指導要領の「基準性」)であり、各学校は、子どもたちの実態に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができることが明確になった。

このように、我が国の学習指導要領は、社会の変化や子どもたちの現状を踏まえ、それぞれの時代において、一人一人の人格の完成と国家・社会の形成者の育成という教育の目的の実現を図るべく、改善が図られてきた。

このため、今回の改善に当たっても、まず、社会の変化や子どもたちの現状を見据え、いかに教育の普遍的な目的の実現を図るかとの観点から検討を行った。

2. 現行学習指導要領の理念

(現行学習指導要領の理念の重要性)

現行学習指導要領は、平成8年7月の中央教育審議会答申(「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」)を踏まえ、変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」であるとの理念に立脚している。

この点について今回改めて検討を行ったが、平成8年の答申以降、1990年代半ばから現在にかけて顕著になった、「知識基盤社会」の時代などと言われる社会の構造的な変化の中で、「生きる力」をはぐくむという理念が益々重要になっていると考えられる。

(「知識基盤社会」の時代と「生きる力」)

すなわち、平成17年の中央教育審議会答申(「我が国の高等教育の将来像」)が指摘するとおり、21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代であると言われている。

「知識基盤社会」の特質としては、例えば、知識には国境がなく、グローバル化が一層進む、知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる、知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる、性別や年齢を問わず参画することが促進される、などを挙げることができる。

このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなどの知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させるとともに、異なる文化・文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。

「競争」の観点からは、事前規制社会から事後チェック社会への転換が行われており、金融の自由化、労働法制の弾力化など社会経済の各分野での規制緩和や司法制度改革などの制度改革が進んでいる。このような社会において、自己責任を果たし、他者と切磋琢磨しつつ一定の役割を果たすためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらを活用して課題を**見出し**、解決するための思考力・判断力・表現力等が必要である。しかも、知識・技能は、陳腐化しないよう常に更新する必要がある。生涯にわたって学ぶことが求められており、学校教育はそのための重要な基盤である。

他方、同時に、「共存・協力」も必要である。国や社会の間を情報や人材が行き交い、相互に密接・複雑に関連する中で、世界や我が国社会が持続可能な発展を遂げるために

は、環境問題や少子・高齢化といった課題に協力しながら積極的に対応することが求められる。このような社会では、自己との対話を重ねつつ、他者や社会、自然や環境とともに生きる、積極的な「開かれた個」であることが求められる。__

また、グローバル化の中で、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共存していくためには、自らの国や地域の伝統・文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることが重要になっている。

このような社会の構造的な変化の中で大人自身が変化に対応する能力が求められている。そのことを前提に、次代を担う子どもたちに必要な力を一言で示すとすれば、まさに平成8年(1996年)の中央教育審議会答申で提唱された「生きる力」にほかならない。

このような認識は、国際的にも共有されている。経済協力開発機構(OECD)は、1997年から2003年にかけて、多くの国々の認知科学や評価の専門家、教育関係者などの協力を得て、「知識基盤社会」の時代を担う子どもたちに必要な能力を、「主要能力(キーコンピテンシー)」^{*1}として定義付け、国際的に比較する調査をが開始し~~さ~~られている。このような動きを受け、各国においては、学校の教育課程の国際的な通用性がこれまで以上に強く意識されるようになってきているが、「生きる力」は、その内容のみならず、社会において子どもたちに必要となる力をまず明確にし、そこから教育の在り方を改善するという考え方において、この主要能力(キーコンピテンシー)という考え方を先取りしていたと言ってもよい。

また、内閣府人間力戦略研究会の「人間力戦略研究会報告書」(平成15年4月)を基にした「人間力」^{*2}という考え方なども同様である。

*1 主要能力(キーコンピテンシー)は、OECDが2000年から開始したPISA調査の概念的な枠組みとして定義付けられた。PISA調査で測っているのは「単なる知識や技能だけではなく、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な課題に対応することができる力」であり、具体的には、社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する力、多様な社会グループにおける人間関係形成能力、自立的に行動する能力、という3つのカテゴリーで構成されている。

*2 市川伸一東京大学教授を座長に内閣府が設置した人間力戦略会議の報告書は、人間力を「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」と定義した上で、知的能力的要素、社会・対人関係力的要素、自己制御的要素を総合的にバランス良く高めることが人間力を高めることであるとした。また、人間力は、それを発揮する活動に着目すれば、「職業生活面」、「市民生活面」、「文化生活面」に分類されると指摘している。

(改正教育基本法等と「生きる力」)

平成18年12月に約60年振りに改正された教育基本法において新たに教育の目標等が規定された。同法第2条^{*1}は、知・徳・体の調和のとれた発達(第1号)を基本としつつ、個人の自立(第2号)、他者や社会との関係(第3号)、自然や環境との関係(第4号)、国際社会に生きる日本人(第5号)、という観点から具体的な教育の目標を定めた。

また、平成19年6月に公布された学校教育法の一部改正により、教育基本法の改正を踏まえて、義務教育の目標が具体的に示されるとともに、小・中・高等学校等においては、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」と定められた(第30条第2項、第49条、第62条等)。

これらの規定は、その定義が常に議論されてきた学力の重要な要素は、

基礎的・基本的な知識・技能の習得

知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
学習意欲

であることを明確に示すものである。

このように、改正教育基本法及び学校教育法によって明確に示された教育の基本理念は、現行学習指導要領が重視している「生きる力」の育成にほかならない。

*1 教育基本法

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

3. 子どもたちの現状と課題

これまで述べてきたように、「知識基盤社会」の時代を担う子どもたちに求められているのは、「生きる力」である。OECDが、各国の15歳の子どもたちを対象にPISA調査を実施するのも、次代を担う子どもたちの主要能力(キーコンピテンシー)が、一人一人の子どもの自己実現の基盤となるだけでなく、社会全体の発展の原動力になっているとの認識があるからである。

現行学習指導要領は、学校教育において、この「生きる力」をはぐくむことを目標としている。

現在の子どもたちについては、例えば、平成17年の内閣府の世論調査では、ボランティア活動に参加した経験及び今後の参加希望について肯定的に回答した割合は、ともに15歳～19歳の年齢層で最も高く、その割合は平成5年に実施された同じ調査よりも高まっている^{*1}ように積極的な側面も見られる。この数字の背後には、全国の教師の不断の努力があることを忘れてはならない。「義務教育に関する意識調査」でも、小・中学校の児童生徒の保護者の70%が学校に対して満足している^{*2}。

*1 平成17年5月の内閣府「生涯学習に関する世論調査」では、ボランティアに参加したことがあるとの回答の割合は、15～19歳の年齢層では55.3%で、20歳以上の44.2%を上回っている。また、ボランティア活動に参加してみたいと回答した割合も、それぞれ72.7%と59.6%となっている。平成5年の同じ調査では、15～19歳の年齢層について、参加経験は38.3%、参加希望は66.7%であった。

*2 「とても満足している」の5.5%、「まあ満足している」の64.5%の合計。

他方で、個別の課題について、肯定・賛成(「とてもそう思う(賛成)」)、「まあそう思う(まあ賛成)」の計が60%を超える意見としては、

- ・「総合的な学習の時間は、教師の力量や熱意に差があり指導にばらつきが出る」(肯定65.3%)
- ・「年間の授業時間を増やす」(賛成67.0%)
- ・「放課後や土曜日、夏休みなどに補習授業を行う」(同61.4%)
- ・「小学校から英語活動を必修にする」(同66.8%)
- ・「将来の職業や生き方についての指導を行う」(同62.7%)
- ・「地域での体験活動やボランティア活動を行う」(同63.7%)
- ・「複数担任制や少人数による指導を行う」(同80.9%) などがあった。

また、文部科学省が実施したスクールミーティングでも、学習内容や授業時数の減少、基礎学力の低下や過度の塾通いが気になるといった意見があった。その一方で、子どもが外で遊ばなくなり発達に応じた遊びや体験がない、コミュニケーションが取れなくなったといった子どもの変化を指摘する声も多く、子ども同士の「群れ遊び」などの交流、あいさつ運動、マナーアップ運動が有効との意見があった。

その後の調査結果(内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」(平成19年2月))でも、小・中学校の児童・生徒の保護者の73.3%が学校教育に満足と答え、不満は25.6%であった。なお、同調査では、小学生の95.9%が、中学生の94.4%が学校生活を楽しいと回答している。

他方で、様々な調査などの結果から、子どもたちの現状には、次のような課題がある。

(子どもたちの学力と学習状況)

子どもの学力の現状については、国立教育政策研究所が教育課程実施状況調査を行い、把握・分析を行ってきた。小・中学校について、最近では、平成5～7年度、平成13年度、平成15年度と実施されており、平成15年度実施の調査の結果においては、平成13年度実施の調査との同一問題の正答率の経年変化において、「有意に上回る」問題数が全体の約43%になるなど、基礎的・基本的な知識・技能の習得を中心に一定の成果が認められる。これは、基礎的・基本的事項を徹底して指導するといった各学校の努力^{*1}の結果であると言えよう。他方、国語の記述式の問題の正答率が低下するなどの課題が見られた。

高等学校についても、平成17年度実施の調査では、平成14年実施の調査と比較して、例えば、英語の「聞くこと」に関する問題の正答率が上昇する一方で、国語の古典については低下するなどの結果となっている。

なお、平成19年4月には、全国学力・学習状況調査を実施した。

他方、平成15年(2003年)に実施された国際的な学力調査(OECDのPISA調査及び国際教育到達度評価学会(IEA)のTIMSS調査)の結果からは、我が国の子どもたちの学力は、全体としては国際的に上位にあるものの、

- ・ 読解力や記述式問題に課題があること、
- ・ PISA調査の読解力の習熟度レベル別の生徒の割合において、前回調査(2000年)と比較して、成績中位層が減り、低位層が増加しているなど成績分布の分散が拡大していること

などの低下傾向が見られた。

このように、各種調査の結果からは、基礎的・基本的な知識・技能の習得については、個別には課題のある事項もあるものの、全体としては一定の成果が認められる。しかし、思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式の問題に課題がある。これらの力は現行学習指導要領が重視し、子どもたちが社会において必要とされる力であることから、大きな課題であると言わざるを得ない。

*1 平成12年12月の「教育改革国民会議報告 - 教育を変える17の提案 -」を受け、文部科学省は平成13年1月に「21世紀教育新生プラン」を策定し、わかる授業で基礎学力の向上を図るなど7つの重点戦略を示した。平成14年1月には、『確かな学力の向上のための2002アピール「学びのすすめ」』を出し、確かな学力を確立するための各学校の積極的な取組を促した。さらに、平成15年には学習指導要領を一部改正し、学習指導要領の基準性を明確にするとともに、平成15年度から学力向上アクションプランを実施した。

これらを受けて、平成17年度には、小・中学校ともに9割以上の公立学校で標準授業時数を上回って授業を行うとともに、小学校で8割、中学校で7割を超える公立学校で習熟度別指導を実施している。

また、PISA調査の読解力の成績分布の分散が拡大している要因の一つとしては、我が国の子どもたちは、国際的な比較において、読解力や記述式の問題の無答率が高いことが挙げられる。これは、学力の重要な要素である学習意欲やねばり強く課題に取り組む態度自体に個人差が生じているなどの課題があることを示している。

この点については、平成15年度から17年度にかけて実施された上記の教育課程実施状況調査では、教科が好きかどうか、家でどのくらい勉強するかなど学習意欲や学習習慣・生活習慣について、若干の改善は見られた。しかし、国際的な学力調査の結果による国際的な比較においては、我が国の子どもたちは数学や理科を好きと答える割合が低いとともに、一日の過ごし方として学校外で宿題をする時間はTIMSS調査参加国中最低、逆にテレビやビデオを見る時間は最長、家の手伝いをする時間は参加国平均の半分程度となっている。また、教育課程実施状況調査でも、我が国の高校生は、若干改善されたとは言え、約4割が平日学校の授業時間以外に全く、またはほとんど勉強をしていない。

(子どもの心と体の状況)

いわゆる小1プロブレムや学級崩壊などに見られるような自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の確立が不十分であること^{*1}や問題行動等^{*2}、いじめによる生徒の自殺、体力の低下など、子どもたちの心と体の状況にも課題は少なくない。

また、自分に自信がある子どもが国際的に見て少ない^{*3}。学習や将来の生活に対して

*1 生活習慣については、「義務教育に関する意識調査」では、

- ・ 平日の24時以降に就寝する割合は小学校第6学年で約1割、中学校第2学年で約5割、同第3学年で約6割、
- ・ 毎日朝食を食べている子どもは学年が上がるにつれて低下し、小学校第4学年で約9割であるのに対し、中学校第1学年で約8割、同第3学年で7割に低下、
- ・ 休日にテレビやビデオ・DVDを3時間以上視聴する子どもは小学生で約4割、中学生で約5割、となっている。

また、「児童生徒の食生活等実態調査(平成17年度 日本スポーツ振興センター)」によると、小学校5年生の児童の約4%、中学校2年生の生徒の約5%が朝食をほとんど食べない、また、児童生徒ともに約1.3%の者が朝食を食べない日がある、となっている。

「学校保健統計調査」では、

- ・ 肥満傾向の児童生徒(性別・年齢別に身長別平均体重を求め、その平均体重の120%以上の体重の者)が全ての学年において増加しており、小学校6年生の児童では、昭和57年に7.1%であったものが、平成17年には10.2%とほぼ1.5倍となっている。
- ・ 他方、痩身傾向の児童生徒(性別・年齢別に身長別平均体重を求め、その平均体重の80%以下の体重の者)も全ての学年において増加しており、小学校6年生の児童では、昭和57年に1.4%であったものが、平成17年には3.5%となっている。

*2 子どもの問題行動等の現状については、平成18年度は、小・中学校ともに不登校児童生徒数が増加した。特に、中学校の不登校生徒数の割合は2.86%と過去最高となった。平成17年度においては、暴力行為の発生件数が全体的には減少しているものの、小学校の暴力行為などが増加した。

*3 日本青少年研究所が行った「高校生の学習意識と日常生活調査報告書 日本・アメリカ・中国の3ヶ国の比較」(2005年3月)では、自分の生活についての自己評価として、「物事に積極的に取り組むほうだ」、「私はリーダーシップをとるのが好きだ」、「自分の欲望をコントロールするほうだ」、「よく勉強をするほうだ」など肯定的な回答をした割合が、我が国の高校生は3カ国の中で最も低い。

また、内閣府の「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」(平成19年2月)は、平成11年9月の同じ調査との比較で、「自分に自信がある」と答えた小学生は56.4%から47.4%に、中学生は41.1%から29.0%に低下している。

無気力であったり、不安を感じている子どもが増加するとともに^{*1}、友だちや仲間のことで悩む子どもが増えるなど^{*2} 人間関係の形成が不得手になっているとの指摘もある。

子どもの心身の発達については、社会環境や生活様式の変化が、様々な影響を与えている。体力・運動能力調査の結果など、子どもたちの体力水準が全体として低下していることがうかがえるとともに、積極的に運動する子どもとそうでない子どもに分散が拡大しているとの指摘がある。

このように、子どもたちをめぐる環境の変化などを背景に、学習意欲と同様に、生活習慣の確立や自分への自信、体力などについても、個人差が生じているなどの課題がある。

*1 内閣府の「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」(平成19年2月)では、勉強や進学について悩みや心配事があると答えた中学生が、平成7年11月の同じ調査の46.7%から61.2%に増加している。

*2 内閣府の「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」(平成19年2月)では、友達や仲間のことで悩みや心配事があると答えた中学生が、平成7年11月の同じ調査の8.1%から20.0%に増加している。

4. 課題の背景・原因

以上のような我が国の子どもたちの現状を見た場合、評価すべき点も少なくない一方で、「生きる力」で重視している、思考力・判断力・表現力等、学習意欲、学習習慣・生活習慣、自分への自信や自らの将来についての関心、体力などに課題がある。

子どもたちは、学校だけではなく家庭や地域社会における教育によってはぐくまれるほか、社会の変化や風潮からも大きな影響を受ける。これらの作用は相互に関連しあっていることから、因果関係を明確にすることは極めて困難であるが、その背景・原因として、家庭や地域、社会全体の問題と学校教育の問題に分けて検討した。また、学校教育における問題については、

- ・ 学習指導要領の理念を実現するための具体的な手立て
- ・ 教師が子どもと向き合う時間の確保や効果的・効率的な指導のため教科書の充実などの条件整備

の2つがあると考えられる。

(1) 社会や家庭・地域の変化

教育基本法第10条に規定するとおり、教育の第一義的な責任は家庭にある。

特に、基本的なしつけとともに、睡眠時間の確保、食生活の改善、家族のふれあいの時間の確保といった生活習慣の確立は、「生きる力」の基盤である。小・中学校教育課程実施状況調査においても、基本的な生活習慣が身に付いているとうかがえる子どもは、調査問題の得点が高い傾向にある。

また、これまでは家庭や地域において自然に確保されてきた、大人とのかかわりや異年齢の子どもたちとの遊びやスポーツなどを通じた切磋琢磨、自然の中での体験活動などの重要さは言うまでもない。

しかしながら、豊かな時代を迎えるとともに、核家族化や都市化の進行といった社会やライフスタイルの変容を背景に、家庭や地域の教育力が低下していると指摘されている。実際に、生活習慣の確立が不十分、親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流の場や自然体験の減少^{*1}などが生じている。また、内閣府の調査でも、保護者自身が、子育てや教育の問題点として、第一に「家庭でのしつけや教育が不十分であ

*1 国立オリンピック記念青少年総合センターの「平成17年度青少年の自然体験活動等に関する実態報告」(小学校4・6年、中学校2年を対象)は、平成10年と17年の比較において、「チョウやトンボ、バッタなどの昆虫をつかまえたこと」(19% 35%)、「太陽が昇るところや沈むところを見たこと」(34% 43%)、「キャンプをしたこと」(38% 53%)などについて、ほとんどないと答えた割合が増加している。

ること」を挙げている^{*1}。

3. のとおり、子どもたちの学習意欲や生活習慣の確立、自分への自信、体力などについて個人差が生じているとの指摘の背景には、家庭をはじめ子どもたちを取りまく環境の在り方が影響を及ぼしていると考えられる。

さらに、非正規雇用者が増加するといった雇用環境の変化の一方で、18歳人口の減少に伴う「大学全入時代」が到来する中で、子どもたちが将来に不安を感じたり、学校での学習に自分の将来との関係で意義を見出せずに、学習意欲が低下し、学習習慣が確立しないといった状況が見られる。このような変化についての認識は保護者の意識調査にも現れている^{*2}。このことも、自らの知識・技能を活用して、未知の問題や課題についてねばり強く考え、表現しようという姿勢が子どもたちに乏しいとの国際学力調査の結果の一因にもなっている。

また、将来の備えよりも今を楽しむ社会風潮^{*3}もこれらの状況を助長している。

(2) 学習指導要領の理念を実現するための具体的な手立て

次に、学習指導要領の理念を実現するための具体的な手立てが必ずしも十分ではなかったことについては、次の5点の課題があったと考えられる。

第一に、これからの子どもたちに「生きる力」がなぜ必要か、「生きる力」とは何か、ということについて、文部科学省と学校関係者や保護者、社会との間に十分な共通理解がなされなかったことである。

教育については、「ゆとり」か「詰め込み」かといった二項対立で議論がなされやすい。しかし、変化の激しい時代を担う子どもたちには、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用する思考力・判断力・表現力等をいわば車の両輪として相互に関連させながら伸ばしていくことが求められている。このことは「知識基盤社会」の時代にあって益々重要になっているが、このような理解が現段階においても十分に共有されているとは言いがたい。

*1 内閣府の「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」(平成19年2月)では、小・中学校の児童生徒の保護者に子育てや教育の問題点を複数回答で選択を求めたところ、「家庭でのしつけや教育が不十分であること」(59.9%)、「地域社会で子どもが安全に生活できなくなっていること」(58.3%)、「テレビやインターネットなどのメディアなどから子どもたちが悪い影響を受けること」(50.0%)が上位を占めた。

*2 内閣府の「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」(平成19年2月)では、小・中学校の児童生徒の保護者に子育てや教育の問題点を複数回答で選択を求めたところ、「受験競争が厳しいこと」は平成12年9月調査の55.9%から22.1%へ、「子どもたちの生活が勉強に偏りがち」が、同じく34.8%から18.1%へ、「学校で教えることが多すぎる」は22%から6.1%へと大きく減少している。

*3 内閣府の「国民生活に関する世論調査」では、昭和61年の調査で、「毎日の生活を充実させて楽しむ」と回答した割合が「貯蓄・投資など将来に備える」を上回ったが、年々その差が拡大する傾向にあり、平成18年10月の調査では、「毎日の生活を充実させて楽しむ」が57.2%、「貯蓄・投資など将来に備える」が29.3%となっている。

第二に、学校における指導について、平成15年の中央教育審議会答申（「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」）^{*1}の問題提起にあるとおり、子どもの自主性を尊重する余り、教師が指導を躊躇する状況があったのではないかと指摘されていることである。第一とも関連するが、「自ら学び自ら考える力を育成する」という学校教育にとっての大きな理念は、日々の授業において、教師が子どもたちに教えることを抑制するよう求めるものではなく、教えて考えさせる指導^{*2}を徹底し、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図ることが重要なことは言うまでもない。

第三に、現行学習指導要領は、各教科等で得た知識や技能等が学習や生活において生かされ総合的にはたらくように、体験的な学習や問題解決的な学習を重視する総合的な学習の時間を創設したが、学校教育全体で思考力・判断力・表現力等を育成するための各教科と総合的な学習の時間との適切な役割分担と連携が必ずしも十分に図れていないことである。

すなわち、本来、教科では、基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ、実験・観察をし、その結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を行い、それを総合的な学習の時間における教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動^{*3}へと発展させることが意図された。これらの学習活動は相互に関連し合っており、截然と分類されるものではないが、知識・技能を活用する学習活動やこれらの成果を踏まえた探究活動を通して、思考力・判断力・表現力等がはぐくまれる。

しかし、各教科においては、授業時数が削減される中で、知識・技能を活用する学習活動については指導や成績評価が難しい^{*4}こともあって、これらの学習活動の意義が理解されず、十分に行われているとは言いがたい。そのため、各教科での知識・技能の習得と総合的な学習の時間での課題解決的な学習や探究活動との間に段階的なつながりが

*1 同答申は、現行学習指導要領について、学校によっては、

- ・ 各教科等の指導において、指導に必要な時間が確保されていない事例、
- ・ 総合的な学習の時間で身に付けさせたい資質や能力等が不明確なままで実施している事例、
- ・ 子どもの主体性や興味・関心を重視する余り、教師が子どもに対して必要かつ適切な指導を実施せず、教育的な効果が十分上がっていない事例

など、そのねらいを十分に踏まえた指導がなされていない取組も見受けられると指摘した。平成15年12月には、これに基づき、学習指導要領の基準性の明確化などを柱とする学習指導要領の一部改正が行われた。

*2 教えて考えさせる指導を行うに当たっては、教具・教材の工夫や生徒の理解度の把握などを通して、「教えること」と「考えさせること」の両者を関連付けることが重要である。

*3 探究活動を行うことは、子どもの知的好奇心を刺激し、学ぶ意欲を高めたり、知識・技能を体験的に理解させたりする上で重要なことであり、自ら学び自ら考える力を高めるため、積極的に推進する必要がある。こうした活動を通して、各教科等それぞれで身に付けられた知識や技能などが相互に関連付けられ、総合的に働くようになることが期待される。

*4 知識・技能の活用や探究などの学習活動によってはぐくまれる思考力・判断力・表現力等はこれまで測定が困難な「見えない学力」と言われてきた。

しかし、近時、OECDのPIISA調査や本年度から文部科学省において実施した全国学力・学習状況調査の「活用」問題など、これらの力の測定方法が開発され普及し始めている。

乏しくなり、学校教育活動全体を通じて、我が国の子どもたちの思考力・判断力・表現力等が十分に育成されていないことの原因となっている。

第四は、第三から導かれる課題であるが、子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむため、教科において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、実験・観察、レポートの作成や論述といった知識・技能を活用する学習活動を行うためには、現在の小・中学校の必修教科の授業時数は十分ではないということである。

現行学習指導要領においては、学校週5日制の完全実施に伴って総授業時数が小・中学校の各学年を通じ70単位時間（週2コマ相当）減少した。さらに、総合的な学習の時間の創設や中学校において選択教科を重視した結果、ほとんどの必修教科の授業時数は減少した。

しかし、第三で示したとおり、今後、教科において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、それらを活用する学習活動を充実させることにより思考力・判断力・表現力等の確かな学力をはぐくむる必要がある、そのための授業時数の確保が求められる。

最後に、第五として、学校教育における子どもたちの豊かな心や健やかな体の育成について、社会の大きな変化の中で家庭や地域の教育力が低下したことを踏まえた対応が十分ではなかったということである。

徳育や体育は、学校、家庭及び地域の役割分担と連携が重要である。特に、家庭教育の果たすべき役割は大きく、そのことは、社会がどのように変化してもいささかも変わらない。しかし、家庭や地域の教育力が低下し、生活習慣の確立が不十分、親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流の場や自然体験の減少などが生じる中で、学校教育は、そのすべては補完できないものの、道徳教育や体験活動、体育に関する指導の充実により、きっかけづくりを行い、家庭や地域との新たな連携へとつなげていく必要がある。

(3) 教師が子どもと向き合う時間の確保や効果的・効率的な指導のため教科書の充実などの条件整備

学習指導要領の理念は、それぞれの教室での日々の教師の指導の中で実現するものであり、教師が子どもたちとどれだけ向き合い、どのような教科書・教材を用い、ICT環境等を活用していかに効果的・効率的に指導できるかといったことが極めて重要である。

特に、「生きる力」の重要な要素である基礎的・基本的な知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力等の育成の双方を図っていくに当たっては、個々の子どもたちの理解や習熟度等に応じたきめの細かい指導が必要となってくる。

また、自分に自信が持てず、将来や人間関係に不安を抱えている子どもたちに、学級指導や体験活動、放課後の個別指導などを通じ、他者や社会と向き合うことの確かな手応えを感じさせるためには、これまで以上にそのための時間が確保できるよう条件整備

を行う必要がある。

我が国における「授業研究」などの授業の質を高めようとする教師同士の取組などは、諸外国でも関心が持たれている。このほか、生徒指導や部活動など授業以外での子どもたちへの指導も行われている。文部科学省が行った教員勤務実態調査の結果によれば、小・中学校の教諭の残業時間が1月あたり平均約34時間となるなど、昭和41年の勤務状況調査と比べ、残業時間が増加している。

しかしながら、同調査では、教諭の職務内容を分析した結果、子どもたちの指導に直接かかわる業務以外の、学校経営、会議・打合せ、事務・報告書作成等の学校の運営にかかわる業務や保護者・PTA対応、地域対応等の外部対応といった業務に多くの時間が割かれている実態が明らかになった^{*1}。授業研究といった教師の工夫と相まって教育の質の向上を図っていくためには、何よりも、まず、教師が子どもたちと向き合い、指導を行うための時間を確保することが重要である。

そのためには、教職員配置、設備、教科書・教材、ICT環境の整備も含めた学校の施設など教育条件の整備、地域全体で学校を支援する体制の構築や学校や教師を支える教育行財政の在り方について幅広く検討する必要がある。

*1 学期中の平成18年7月、9月、10月、11月、12月の教諭の勤務日・1日当たりの勤務時間を分析したところ、例えば、7月は、児童生徒の指導に直接的にかかわる業務に6時間27分かかけているのに対し、それ以外の業務に4時間29分要している。

また、同時に行った「教員・保護者意識調査結果」では、教師は、「授業」を忙しいと感じていることは少ないが、「成績処理」、「授業準備」、「事務・報告書作成」などのデスクワーク的な業務に忙しさを感じている。

5. 学習指導要領改訂の基本的な考え方

教育基本法の改正等やこれまで述べてきた現在の子どもたちの課題を踏まえ、学習指導要領の理念を実現するための具体的な手立てを確立するという観点に立った学習指導要領改訂の基本的な考え方は次のとおりである。

(1) 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂

前述のとおり、平成18年12月に教育基本法が約60年ぶりに改正された。また、平成19年6月の学校教育法の一部改正では、教育基本法改正を受けて新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正された。

学習指導要領は、学校教育法に規定する各学校段階の目的・目標規定に従って、文部科学大臣が定めることとなっている（学校教育法第33条、第48条、第52条等）。このため、今回の学習指導要領改訂は、これらの法改正を十分踏まえる必要がある。

そこで、まず、各教科等の具体的な教育内容の改善については、教育基本法第2条（教育の目標）や学校教育法第21条（義務教育の目標）などの規定を踏まえて検討を行った。

次に、改正教育基本法や学校教育法の一部改正は、「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視するとともに、学力の重要な要素は、基礎的・基本的な知識・技能の習得、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、学習意欲、であることを示した。そこで示された教育の基本理念は、現行学習指導要領が重視している「生きる力」の育成にほかならない。

このため、今回の学習指導要領改訂では、改正教育基本法等で示された教育の基本理念を踏まえるとともに、現在の子どもたちの課題への対応の視点から、

「生きる力」という理念の共有

基礎的・基本的な知識・技能の習得

思考力・判断力・表現力等の育成

確かな学力の確立のために必要な授業時数の確保

学習意欲や学習習慣の確立

豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

が重要なポイントであり、その中でも、特に、を基盤とした、及びが重要と
考えた。

(2) 「生きる力」という理念の共有

どんな組織でも構成するメンバーで理念や目標が共有されていなければ、それを実現・達成することはできない。4.(2)の第一にあるとおり、何よりも大人自身が「知識基盤社会」の時代の中であって変化への対応を日々求められていることを前提に、子どもたちの「生きる力」をはぐくむことの必要性や「生きる力」の内容を教育関係者や保護者、社会の間で共有することは、今回の学習指導要領改訂にとって最も重要なことである。

「生きる力」という目標を関係者で共有するに当たっては、特に、次の3点を重視したい。

第一は、変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい時代を担う子どもたちにとって、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力が「生きる力」であるということである。これからの学校は、~~土級学校への~~進学や就職について子どもたちの希望を成就させるだけではその責任を果たしたことにはならない。

第二は、このような変化の激しい社会で自立的に生きる上で重要な能力であるものの、我が国の子どもたちにとって課題となっている思考力・判断力・表現力等をはぐくむためには、各教科において、基礎的・基本的な知識・技能をしっかりと習得させるとともに、実験・観察、レポートの作成や論述といった知識・技能を活用する学習活動を行う必要があることである。

したがって、特に、教科担任制の中・高等学校の教師にあっては、レポートの作成・推敲や論述といった学習活動を行うのは国語科の役割と考えるのではなく、これらの学習活動を各教科で行うことは、学校教育活動全体で子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむとともに、その教科の知識・技能の確実な定着にも結び付くことを重視した指導を求めたい。

第三は、自分に自信が持てず、自らの将来や人間関係に不安を抱えているといった子どもたちの現状を踏まえると、コミュニケーションや感性・情緒、知的活動の基盤である国語力の重視や体験活動の充実を図ることにより、子どもたちに、他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で、これらとともに生きる自分への自信を持たせる必要があることである*1。

学習指導要領の具体的な規定や学習指導要領改訂の趣旨や内容についての教育関係者

*1 教育課程部会では、このような観点から、「生きる力」をはぐくむに当たって重要な要素として次の内容を整理した。ここに挙げた内容項目は、網羅的なものではなく、また、今後とも議論を重ねる必要がある暫定的なものである。

- ・ 自己に関すること (例) 自己理解(自尊・自己肯定)・自己責任(自律・自制) 健康増進、意思決定、将来設計
- ・ 自己と他者との関係(例) 協調性・責任感、感性・表現、人間関係形成
- ・ 自己と自然などとの関係 (例) 生命尊重、自然・環境理解
- ・ 個人と社会との関係 (例) 責任・権利・勤労、社会・文化理解、言語・情報活用、知識・技術活用、課題発見・解決

等への説明に当たっては、このような「生きる力」という理念の共有を最も重視する必要がある。

(3) 基礎的・基本的な知識・技能の習得

4.(2)の第二にあるとおり、「自ら学び自ら考える力の育成」といった「生きる力」の理念は、基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視した上で、思考力・判断力・表現力等をはぐくむことを目標としている。

学習指導要領における各教科の知識・技能については、前回の改訂において、これを厳選し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、思考力・判断力・表現力等の育成を図ったところである。

このような基本的な考え方は引き続き重要であるが、今回の改訂においては、改正教育基本法(第5条第2項)が義務教育の目的の一つとして「社会において自立的に生きる基礎を培うことを規定したことや理数教育を中心に教育課程の国際的な通用性が一層問われている状況を踏まえ、主として、

社会の変化や科学技術の進展等に伴い、社会的な自立等の観点から子どもたちに指導することが必要な知識・技能、

確実な習得を図る上で、学校や学年間等であえて反復(スパイラル)することが効果的な知識・技能、
等に限って、内容事項として加えることが適当である。

このことを前提に、基礎的・基本的な知識・技能の一層の習得・理解を図る具体的な方策として、次の二点について検討を行った。

第一に、発達や学年の段階に応じた指導の重視である。個人差等はあるものの、一般的に、小学校低学年から中学年までは、体験的な理解や具体物を活用した思考や理解、反復学習などの繰り返し学習といった工夫による読み・書き・計算の能力の育成を重視し、中学年から高学年にかけて以降は、体験と理論の往復による概念や方法の獲得や討論・実験・観察による思考や理解を重視するといった指導上の工夫が有効であると考えられる。

このような観点から、「読み・書き・計算」などの基礎的・基本的な知識・技能の面については、小学校の低・中学年を中心に、発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築していくことが大切である。

また、形式知のみでなく、いわゆる暗黙知^{*1}も重視すべきである。このため、家庭とも連携しつつ、体験的な活動や音読、暗記・暗唱、反復学習などを通じて、基礎的・基

*1 「形式知」とは、知識のうち、言葉や文章、数式、図表など明確な形で表出することが可能な客観的・理性的な知識のこと。これに対し、「暗黙知」とは、勘や直感、経験に基づく知恵などを指す。

本的な知識・技能を体験的、身体的に理解することも重要である。

第二に、義務教育段階において、基礎的・基本的な知識・技能の一層の習得を促す一つの方策として、「重点指導事項例」の提示が考えられることである。すなわち、文部科学省が、学習指導要領が示す内容事項の中で、社会的な自立の観点から重要であったり、子どもたちがつまずきやすいといった観点から、各学校において、重点的な指導や繰り返し学習といった指導の工夫や充実に努めることが求められる事項の例を「重点指導事項例」として整理し、提示することが考えられる。

「重点指導事項例」で提示する基礎的・基本的な知識・技能については、

- ・ 社会において自立的に生きる基盤として実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能^{*1}
- ・ 義務教育及びそれ以降の様々な専門分野の学習を深め、高度化していく上で共通の基盤として習得しておくことが望ましい知識・技能^{*2}

といった類型が考えられ、さらに具体的な検討を深めることが必要である。

(4) 思考力・判断力・表現力等の育成

4.(2)の第三にあるとおり、子どもたちの思考力・判断力・表現力等を育成するためには、各教科において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、実験・観察、レポートの作成、論述といったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を充実させる必要がある。各教科におけるこのような取組みがあつてこそ総合的な学習の時間における教科等を横断した課題解決的な学習や探究的な活動も充実するし、各教科の知識・技能の確実な定着にも結びつく。このように、習得と活用・探究は、決して一つの方向で進むだけではなく、例えば、知識・技能の活用・探究がその習得を促進するなど、相互に関連しあつて力を伸ばしていくものである。

現在の各教科の内容^{*3}、PISA調査の読解力や数学的リテラシー、科学的リテラシーの評価の枠組み^{*4}などを参考にしつつ、言語に関する専門家などの知見も得て検討した結果、知識・技能の活用など思考力・判断力・表現力等をはぐくむための学習活動について、次のような分類を試みた。

*1 例えば、「整数、小数、分数の意味が分かり四則計算ができること」、「ヒトや動物のつくりについて知ること」などが考えられる。

*2 例えば、「三平方の定理について理解すること」、「物質は粒子からできていることについて理解すること」などが考えられる。

*3 現行学習指導要領の小学校の理科は、第3学年は「比較」、第4学年は「関係付け」、第5学年は「条件制御」、第6学年は「多面的な追究」などそれぞれの学年ではぐくむべき科学的な見方や考え方を明確にしている。

*4 PISA調査では、それぞれの領域で、思考のプロセスを、

- ・ 読解力は、「情報の取り出し」、「テキストの解釈」、「熟考・評価」
- ・ 科学的リテラシーは、「科学現象の描写、説明、予測」、「科学的調査の理解」、「科学的証拠と結論の解釈」
- ・ 数学的リテラシーは、「再現クラスター」、「関連付けクラスター」、「熟考クラスター」に分けて測定している。

体験から感じ取ったことを表現する

- (例) ・ 日常生活や体験的な学習活動の中で感じ取ったことを言葉や歌、絵、身体などを用いて表現する

事実を正確に理解し伝達する

- (例) ・ 身近な動植物の観察や地域の公共施設等の見学の結果を記述・報告する

概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする

- (例) ・ 需要、供給などの概念で価格の変動をとらえて生産活動や消費活動に生かす
- ・ 衣食住や健康・安全に関する知識を活用して自分の生活を管理する

情報を分析・評価し、論述する

- (例) ・ 学習や生活上の課題について、事柄を比較する、分類する、関連付けるなど考えるための技法を活用し、課題を整理する
- ・ 文章や資料を読んだ上で、自分の知識や経験に照らし合わせて、自分なりの考えをまとめて、A4・1枚(1000字程度)といった所与の条件の中で表現する
- ・ 自然事象や社会的事象に関する様々な情報や意見をグラフや図表などから読み取ったり、これらを用いて分かりやすく表現したりする
- ・ 自国や他国の歴史・文化・社会などについて調べ、分析したことを論述する

課題について、構想を立て実践し、評価・改善する

- (例) ・ 理科の調査研究において、仮説を立てて、実験・観察を行い、その結果を整理し、考察し、まとめ、表現したり改善したりする
- ・ 芸術表現やものづくり等において、構想を練り、創作活動を行い、その結果を評価し、工夫・改善する

互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させる

- (例) ・ 予想や仮説の検証方法を考察する場面で、予想や仮説と検証方法を討論しながら考えを深めあう
- ・ 将来の予測に関する問題などにおいて、問答やディベートの形式を用いて議論を深め、より高次の解決策に至る経験をさせる

これらの能力の基盤となるものは、数式などの人工言語を含む広い意味での言語であり、その中心となるのは国語である。しかし、だからといってすべてが国語科の役割というものではない。それぞれに例示した具体の学習活動から分かるとおり、理科の実験・観察レポートや社会科の社会見学レポートの作成や推敲、発表・討論などすべての教科で取り組まれるべきものであり、そのことによって子どもたちの言語に関する能力は高められ、思考力・判断力・表現力等の育成が効果的に図られる。

このため、学習指導要領上、各教科の教育内容として、これらの記録、要約、説明、論述といった学習活動に取り組む必要があることを明示するべきと考える。

その際、生命やエネルギー、民主主義や法の支配といった各教科の基本的な概念などの理解は、これらの概念等に関する個々の知識を体系化することを可能とし、知識・技能を活用する活動にとって重要な意味を持つものであり、教育内容として重視すべきものとして、適切に位置付けていくことが必要である。

思考力・判断力・表現力等の基盤となる言語の能力の育成に当たっても、発達の段階に応じた指導が重要である。幼児期から小・中・高等学校へと発達の段階が上がるにつれて、具体と抽象、感覚と論理、事実と意見、基礎と応用、習得と活用・探究など、認識や実践ができるものが変化してくる。

このため、小学校の低・中学年の国語科において、音読や漢字の読み書き、暗唱などにより基本的な国語の力を定着させるとともに、古典の暗唱などにより、言葉の美しさ

やりズムを体感させた上で、小・中・高等学校を通じ、国語科のみならず各教科等において、記録、要約、説明、評価、論述といった言語活動を発達の段階に応じて行うことが重要である^{*1}。

なお、(3)で示した「重点指導事項例」には、基礎的・基本的な知識・技能の習得に関する例示とともに、知識・技能のように具体的には示すことはできないと考えられるが、思考力・判断力・表現力等にかかわるものについても例示し、各学校において、これらの力の育成にしっかりと取り組むようにすることが必要である。

(5) 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保

4.(2)の第四にあるとおり、現行学習指導要領は、自ら学び自ら考える力の育成の観点から、総合的な学習の時間の創設や中学校における選択教科の授業時数を充実し、必修教科の授業時数を削減した。

しかし、子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむため、教科において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、実験・観察、レポートの作成や論述といった知識・技能を活用する学習活動を行うためには、現在の小・中学校の必修教科の授業時数は十分ではない。

このため、各教科において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、それぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を充実することができるよう、特定の必修教科の授業時数を確保することが必要である。授業時数の確保に当たっては、これらの学習活動を各教科で行うことを前提に、その成果を踏まえて、教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動を行う総合的な学習の時間や中学校の選択教科の授業時数の在り方を見直し、教科指導と総合的な学習の時間との円滑な接続を図るとともに、学校の実態等を踏まえた年間授業時数の増加を検討する必要がある。

(6) 学習意欲や学習習慣の確立

3.のとおり、PISA調査の結果からは、学力の重要な要素である学習意欲やねばり強く課題に取り組む態度自体に個人差が生じているといった課題が認められる。

学習意欲や学習習慣が確立しない背景には、雇用環境の変化や社会の風潮等による将来への不安、様々な家庭環境などがあり、これらは学校教育のみで解決できるものでは

*1 例えば、理科では、

- ・ 小学校中学年では、植物の観察などにおいて、問題意識や見通しをもちながら視点を明確にして、差異点や共通点をとらえ記録・表現する、
- ・ 小学校高学年では、ものの溶け方などにおいて、条件や規則性に着目して事象を説明する、
- ・ 中学校から高等学校の段階では、観察・実験の結果や状況により資料等を加え考察し、科学的な概念を理解し、実証性・再現性・客観性などの視点から評価、論述したり、討論する、といった発達の段階に応じた言語活動が考えられる。

ない。しかし、学校においては、次の（ 7 ）の自分に対する自信の欠如も学習意欲が高まらないことの一因でもあることにも留意しつつ、子どもたちに対して、次の4つの観点を踏まえた対応が必要である。

第一は、家庭学習も含めた学習習慣の確立に当たっては、特に小学校の低中学年の時期が重要である。

第二は、「重点指導事項例」なども参考に、補充的な学習といった取組を行うことにより、子どもたちがつまずきやすい内容をはじめ基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る必要がある。分かる喜びは学習意欲につながる。このため、前述のとおり、学習指導要領においても知識・技能の確実な習得を図る上で、学校や学年間等であえて反復（スパイラル）することが効果的なものについては、内容事項に追加することが適当である。

第三は、実験・観察、レポートの作成や論述など体験的な学習、知識・技能を活用する学習や勤労観・職業観を育てるためのキャリア教育などを通じ、学ぶ意義を認識することが必要である。また、職業資格、語学や漢字、歴史などについての各種検定への取組など具体的な目標設定の工夫も重要である。

第四は、全国学力・学習状況調査等を通じた教育成果の様々な評価により、学習意欲や学習習慣に大きな課題を抱えている学校を把握し、これらの学校に対する支援に努める必要がある。

（ 7 ）豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

4 .（ 2 ）の第五にあるとおり、学校教育における子どもたちの豊かな心や健やかな体の育成について、家庭や地域の教育力の低下を踏まえた対応が十分ではなかった。この問題についての重要な観点は、以下の3つである。

第一は、自分に自信が持てず、将来や人間関係に不安を感じているといった子どもたちの現状を踏まえると、子どもたちに、他者、社会、自然・環境のとのかかわりの中で、これらとともに生きる自分への自信を持たせる必要がある。

そのためにも、国語をはじめとする言語の能力が重要である。特に、国語は、コミュニケーションや感性・情緒の基盤である。自分や他者の感情や思いを表現したり、受け止めたりする語彙や表現力が乏しいことが、他者とのコミュニケーションがとれなかったり、他者との関係において容易にいわゆるキレてしまう一因になっており、これらについての指導の充実が必要である。

また、親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動は、他者、社会、自然・環境と

の直接的なかかわりという点で極めて重要である^{*1}。体験活動の実施については、家庭や地域の果たす役割が大きく、学校ですべてを提供することはできないが、家庭や地域の教育力の低下を踏まえ、きっかけづくりとしての体験活動を充実する必要がある。体験活動は活動しただけで終わりでは意味がない。体験したことを、自己と対話しながら、文章で表現し、伝え合う中で他者と体験を共有し広い認識につながることを重視する必要がある。

自分に自信を持たせることは、決して自分への過信や自分勝手に許容するものではない。現実から逃避したり、今の自分さえよければ良いといった「閉じた個」ではなく、自己と対話を重ねつつ、他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で生きるという自制を伴った「開かれた個」が重要である。他者、社会、自然・環境とともに生きているという実感や達成感が自信の源となる必要がある。

第二は、第一とも関連するが、道徳教育の改善・充実である。

子どもたちに、基本的な生活習慣を確立させるとともに、社会生活を送る上で人間として持つべき最低限の規範意識を、発達の段階に応じた指導や体験を通じ、確実に身に付けさせることが重要である。その際、人間としての尊厳、自他の生命の尊重や倫理観などの道徳性を養い、それを基盤として、民主社会における法やルールの意義やそれらを遵守することの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが大切である。

このような観点から、道徳教育の充実・改善が必要である。

第三は、体力の向上など健やかな心身の育成についての指導の充実である。

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、「生きる力」の重要な要素である。子どもたちの体力の低下は、将来的に国民全体の体力低下につながり、社会全体の活力や文化を支える力が失われることにもなりかねない。

子どもたちの心身の調和的発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣を形成することが必要である。

そのため、幼いころから体を動かし、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成するとともに、~~心身の健康の保持・増進のために必要な知識、習慣や生活を改善する力を身に付けさせることが求められる~~ことが重要である。また、心身の健康の保持・増進のため、心身の成長発達についての正しい知識を習得し、実践的な判断力や行動を選択する力を養うとともに、食育の充実が必要である。さらにまた、子どもの生活の安全・安心に対する懸念が広まっていることからお母、安全教育の充実も

^{*1} 平成18年2月の教育課程部会の「審議経過報告」は、体験の意義について、「体験は、体を育て、心育てる源である。子どもには、生活の根本にある食を見直し、その意義を知るための食育から始まり、自然や社会に接し、生きること、働くことの尊さを実感する機会を持たせることが重要である。生活や学習の良い習慣をつくり、気力や体力を養い、知的好奇心を育てること、社会の第一線で活躍する人々の技や生き方に触れたり、自分なりの目標に挑戦したりする体験を重ねることは、子どもの成長にとって貴重な経験となることが指摘されている。」とした。

必要である。

6 . 教育課程の基本的な枠組み

以上の学習指導要領改訂の基本的な考え方を踏まえ、教育課程の基本的な枠組みについては、次のように改善する必要がある。

- (1) 小・中学校の教育課程の枠組み
 - 小・中学校の授業時数の国際比較と現状
 - 小学校の授業時数
 - 中学校の授業時数
 - 小・中学校に共通する教育課程の枠組み

- (2) 高等学校の教育課程の枠組み
 - 高等学校教育の共通性と多様性
 - 必履修教科・科目

- (3) 発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続

- (4) 教育課程編成・実施に関する現場主義の重視

7. 教育内容に関する主な改善事項

(1) 各教科等における言語活動の充実

(2) 理数教育の充実

(~~3~~) 道徳教育の充実

(~~4~~) 小学校段階における英語活動の充実

(~~5~~) 教科等を横断して取り組むべき課題への対応

8 . 各教科・科目等の内容

- (1) 幼稚園
- (2) 小学校、中学校及び高等学校
- (3) 特別支援学校

9. 教師が子どもと向き合う時間の確保などの教育条件の整備等

これまで述べてきたとおり、「生きる力」をはぐくむという理念を実現するに当たっては、個々の子どもたちの理解や習熟度に応じたきめの細かい教科指導、実験・観察、レポートの作成や論述といった知識・技能を活用する学習活動、職場体験活動といった体験活動などの充実に学校全体で取り組むことが求められる。

そのためには、教師が子どもたちと向き合う時間を確保することが必要である。このため、それに要する教師数を確保する観点から、教職員定数の改善が重要である。また、外部人材の活用や地域全体で学校を支援する体制の構築なども求められる。さらに、指導方法の改善や教科書の充実などを図り、子どもたちと向き合う時間を効果的・効率的に活用する必要がある。

このように、国と地方が協力して、教職員配置、~~設備~~教科書・教材、学校の施設・設備など教育を支える条件整備を確固たるものとする必要があるり、教育基本法第17条の規定により新たに政府が定める「教育振興基本計画」の作成に当たっても、この点を重視すべきである。

また、学校が、地域と連携を深めながら、人材や時間を有効に活用し、子どもたちに対してきめの細かい指導ができるかどうかは、学校の組織力にかかっている。学校におけるマネジメントを確立し、組織力を高めることも重要な課題である。

(1) 教職員定数の改善

教師が子どもたちと向き合う時間を確保するに当たっては、何よりも教職員定数の改善が必要である。特に、学校が組織力を高めながら、子どもたちにきめの細かい指導を行う上で、主幹教諭によるマネジメント機能の強化や教員の事務負担の軽減、習熟度別・少人数指導の充実などが重要であり、このような観点から、必要な定数の改善を進めることが喫緊の課題である。

また、確かな学力を確立するために、年間授業時数の増加を図る場合には、定数改善をはじめ指導体制の整備を進める必要がある。

(2) 教師が子どもと向き合う時間の確保のための諸方策

(外部人材の活用)

特に、~~教職員定数の改善のほか、~~教師が子どもと向き合う時間の確保のためには、小1プロブレム・不登校等への対応や小学校高学年での専科教員による教育の充実等のための外部人材の活用ものための条件整備が極めて重要であり、教育基本法第17条の規定により新たに政府が定める「教育振興基本計画」の作成に当たってもこの点を重視すべきである。

(教師の事務負担の軽減)

学校や教師が、授業時数の確保を図りつつ、各教科等の指導や生徒指導をはじめとした本来の職務と使命を十分に果たすことができるようにするためには、教師の事務負担の軽減等が不可欠である。――

―― このため、事務職員の配置などの教職員定数の改善のほか、学校と地域との連携体制の構築により多様な形態の教員支援を可能とし、事務の外部化等を図る必要がある。

―― また、学校が作成する事務的な調査資料等の量が増加しているとの指摘がある。文部科学省を含め、教育行政においては、調査が真に必要なものであるかを見直すとともに、ICTの活用、調査の実施時期・調査期間などの実施方法を工夫することによって、学校の事務負担の軽減を図ることが望まれる。

―― ~~また、~~子どもの状況の変化や保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、教師の仕事はこれまで以上に多岐にわたっている。社会全体の価値観が多様化する中で、子どもの教育をめぐる学校の指導の在り方について、説明を求められる場面が多くなり、教師が相当のエネルギーを傾けているとの指摘もある。審議の過程においては、教育委員会に学校に対する意見申立てのための第三者機関を設けるという取組などが提案された。

(ICT環境の整備)

―― 学校の組織力を高め、効果的・効率的な教育を行うとともに情報活用能力など社会の変化に対応するための子どもの力をはぐくむため、ICT環境の整備、教員のICT指導力の向上、校務のICT化等の教育の情報化が重要である。

―― しかし、文部科学省が行った「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によれば、2005年度末において、高速インターネット接続率、校内LAN整備率、コンピュータを使って指導できる教員の割合などについて、「e-Japan 戦略」等の目標を下回る結果となった。文部科学省としても、「新IT戦略」における新たな目標の策定など一層の推進を期しており、今後、各地方公共団体における積極的な取組が期待される。

(学校の組織力の向上)

―― ~~なお、~~学校におけるマネジメントをの確立し、学校の組織力を高めることは、校内の役割分担と責任が明確になり、教師が子どもと向き合う時間が確保されるだけでなく、地域や保護者などへの対応を学校として組織的に行い、これらとの連携により学校教育活動を充実させたり、個々の教師が個別に子どもたちに対応するだけでなく、教師同士の連携と協力を強化したりする上でも極めて重要である。については、――

―― 本年6月に成立した学校教育法等の一部を改正する法律が平成20年4月から施行され、学校に、副校長、主幹教諭、指導教諭を置くことができることとなる。学校の組織

力を高め、教師の創意工夫を一層活かすしながら、学校として組織的に対応し、教師が子どもと向き合う時間を確保できるようにするために、外部人材の活用や事務の外部化、同法に規定された学校評価や情報提供の積極的な実施などとともに、これらの制度を活用することが重要であるも考えられる。 __

(3) 効果的・効率的な指導のための諸方策

(2) 指導方法の改善

確かな学力を育成するためには、従来の一斉指導の方法も重視することに加えて、習熟度別指導や少人数指導、発展的な学習や補充的な学習などの個に応じた指導を積極的かつ適切に実施する必要がある。これらの指導形態における指導方法の確立が望まれる。

また、家庭での学習課題（宿題や予習・復習）を適切に課すなど家庭学習を視野に入れた指導方法も重視する必要がある。

文部科学省の研究開発学校制度等も活用して指導方法の事例蓄積や分析を行いによつて、優れた指導方法を教師の間で共有化したり、教師が日常の指導で体験的に認識している、子どもがどこでつまづくのかなどについて、研究者の分析も交えつつ、学校、教職員、行政と研究者が情報を共有し、広く保護者や社会に対して情報発信する必要がある。

(3) 教師の資質向上

教育基本法第9条は教員の使命や職責、待遇の適正等に加え、教員の養成と研修の充実等について新たに規定している。意欲を持った優秀な人材が、教師という職業に魅力を感じ、教職に就くようになるためには、適切な処遇とメリハリのある給与体系の実現などの教育条件の整備とともに、教員の養成や研修の改善が求められる。

この点、本年6月に成立した教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律において、教員免許更新制が導入された。教員免許更新制により、教師に必要な最新の知識・技能を習得し、教師として自信をもって教壇に立つことが期待される。

また、授業研究といった教師同士の相互評価の取組は、教師の資質の不断の向上にとって極めて重要である。

なお、社会の激しい変動や学校教育が抱える課題の複雑・多様化等の中で、教師に対する揺るぎない信頼を確立していくためには、大学における養成段階が重要であることは言うまでもない。学部段階で、教師として必要な資質・能力を身に付けさせ、今回創設された「教職大学院」では、より高度な専門性を備えた力量のある教師を養成することが求められる。大学は、このような使命を十分自覚し、国民や社会の要請に応える必

要がある。

(4) 教科書の充実)

主たる教材として重要な役割を果たす教科書については、その質・量両面での充実が求められる。子どもが学習内容について十分に理解を深め、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けるとともに、それらを活用する力をはぐくむように工夫され、かつ、特色ある教科書が提供される環境を整えるとともに、例えば、発展的な学習に関する記述の一層の充実が図られるよう工夫することなどが必要である。

(5) ICT環境の整備

~~基盤整備という観点からは、教育成果を高めるとともに情報活用能力など社会の変化に対応するための子どもの力をはぐくむため、ICT環境の整備、教員のICT指導力の向上、校務のICT化等の教育の情報化が重要である。~~

~~政府においても、2005年度までに世界最先端のIT国家を目指して策定したe-Japan戦略等において、教育の情報化についての目標が定められたが、文部科学省が行った「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によれば同年度末において、高速インターネット接続率、校内LAN整備率、コンピュータを使って指導できる教員の割合などにおいて目標を下回る結果であった。~~

~~文部科学省としても、新IT戦略において教育の情報化に関する新たな目標を策定するなど一層の推進を期しており、今後、各地方公共団体においても積極的に教育の情報化に取り組むことが期待される。~~

(6) 学習評価の改善)

学習評価については、教育課程審議会答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」(平成12年12月4日)を踏まえ、現行学習指導要領の実施と同時に、小・中学校の各教科の評定が相対評価から絶対評価に転換した。

~~文部科学省は指導要録の参考様式を改め、それを受けてこのため、国立教育政策研究所は、小・中・高等学校ごとに「評価規準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料」を作成し、各学校において評価規準・評価基準の作成等の取組が行われた。~~

しかしながら、1単位時間の授業において評価の4観点(関心・意欲・態度、思考・判断、技能・表現、知識・理解)のすべてを評価しようとしたり、授業冒頭に「進んで取り組んでいるかどうか」をチェックし、チェック終了後授業に入ったりするなど評価のための評価となっている例も見られる。

実際、評価の仕方が変わったことについて、小・中学校の教師は多くが「日頃から、

児童生徒一人一人をよく見るようになった」(小学校65.7%、中学校61.8%)としている反面、「評価活動が複雑になり余裕がなくなった」(同69.4%、78.1%)との捉え方をしている。

また、~~現在の評価の方法が上記国立教育政策研究所の評価規準については、保護者や広く社会に対して十分分かりやすいものとなっていないのではないが説明責任を果たし得るものではないとの指摘もなされた。~~

このため、指導と評価の一体化により、学校や教師は指導の説明責任だけでなく、指導の結果責任も問われていることを前提としつつ、評価の観点並びにそれぞれの観点の評価の考え方、設定する評価規準、評価方法及び評価時期等について、~~今回の学習指導要領改訂の基本的な考え方を踏まえた~~簡素で効率的な学習評価が実施できる枠組みをさらに専門的な観点から検討を行うこととしたい。

~~(7) 教育行政の在り方の改善~~

~~教育行政については、学校教育の現場をどの程度把握しているか、地域や保護者をはじめ国民や住民に対して十分な説明責任を果たしているか、学校を支えるための条件整備を十分に行っているかなどの課題を抱えており、その改善が必要である。特に、学校教育の現場の把握や国民や住民に対する説明責任は極めて重要である。~~

~~本年6月に成立した地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律では、教育委員会の責任体制の明確化、教育委員会の体制の充実、教育における国の責任の果たし方、私立学校に関する教育行政などについて所要の規定の整備を行った。~~

~~この制度改正を踏まえ、「全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施」(教育基本法第16条第2項)する国と「その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施」(同条第3項)する地方公共団体との適切な役割分担と相互の協力の下、緊張感をもって教育行政を展開することが何よりも重要である。~~

~~学校が作成する事務的な調査資料等の量が増加しているとの指摘がある。文部科学省を含め、教育行政においては、調査が真に必要なものであるかを見直すとともに、ICTの活用、調査の実施時期・調査期間などの実施方法を工夫することによって、学校の事務負担の軽減を図ることが望まれる。~~

~~(8) 全国学力・学習状況調査の活用~~

本年4月24日に全国学力・学習状況調査が実施され、小学校第6学年の児童及び中学校第3学年の生徒を対象に、国語、算数・数学について知識・技能の定着とこれらを

活用する力の両面にわたる調査^{*1}が行われた。また、併せて生活習慣や学習環境等に関する調査が行われた。

各教科の重点指導事項例を明確にし、その確実な習得のための指導を充実していく上で、子どもたちの学力・学習状況を把握し検証することは極めて重要である。客観的なデータを得ることにより、指導方法の改善に向けた手掛かりを得ることが可能となり、子どもたちの学習に還元できることとなる。このため、引き続き継続して調査を行う必要がある。

全国学力・学習状況調査等を通じた教育成果についての様々な評価は、教師の指導方法の改善や教育条件の整備など教育活動の改善に活用され、教育の質の向上が図られることに重要な意味がある。

このように、学校教育の質を向上させるために、教育課程行政において、
学習指導要領改訂を踏まえた重点指導事項例の提示
教師が子どもと向き合う時間の確保などの教育条件の整備
教育課程編成・実施に関する現場主義の重視
教育成果の適切な評価
評価を踏まえた教育活動の改善

といった、Plan () - Do () - Check () - Action () の P D C A サイクルの確立が重要である。――

(4) 教育行政の在り方の改善

教育行政については、学校教育の現場をどの程度把握しているか、地域や保護者をはじめ国民や住民に対して十分な説明責任を果たしているか、学校を支えるための条件整備を十分に行っているかなどの課題を抱えており、その改善が必要である。特に、学校教育の現場の把握や国民や住民に対する説明責任は極めて重要である。

本年6月に成立した地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律では、地方分権の理念を尊重しつつ、改正教育基本法に基づき、教育委員会の責任体制の明確化、教育委員会の体制の充実、教育における国の責任の果たし方、私立学校に関する教育行政などについて所要の規定の整備を行った。

この制度改正を踏まえ、「全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施」(教育基本法第16条第2項)する国と「その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、

*1 全国学力・学習状況調査の出題内容は、主として「知識」に関する問題(身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能などを中心とした出題)、主として「活用」に関する問題(知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などにかかわる内容を中心とした出題)となっている。

実施」(同条第3項)する地方公共団体との適切な役割分担と相互の協力の下、緊張感をもって教育行政を展開することが何よりも重要である。

10. 家庭や地域との連携・協力の推進と企業や大学等に求めるもの

4.(1)で述べたとおり、現在の子どもたちが学習意欲や生活習慣、自分への自信や自らの将来や職業についての関心、体力などについて課題を抱えている背景・原因には、家庭や地域、社会の変化がある。

(1) 家庭や地域との連携・協力の推進

これまで、家庭や地域の教育力の低下を前提に、学校教育がそれにどのように対応するかについて述べてきたが、本来、家庭や地域で果たすべき役割のすべてを学校が補完することはできず、仮にできたとしても、子どもの心の満足は得られないなど、家庭の教育力は学校で代替できる性質のものではないと考えられる。

このため、特に、豊かな心や健やかな体の育成については、家庭が第一義的な責任を持つものであり、その自覚が強く求められる。「早寝早起き朝ごはん」といった取組を通して提案を出発点として、家庭教育の充実を求進めていく必要がある。

なお、平成19年度予算において「放課後子どもプラン」事業が計上され、土曜日も含む放課後の学習や体験の場の整備が進んでいる。さらに、地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域との連携体制の構築を図ることも重要である。また、平成19年2月の内閣府の調査では、平成12年9月に比べ、近所のお祭り、子供会・町内会等の行事、清掃・避難訓練、児童館・公民館の講座や教室といった地元の活動への子どもたちの参加率はそれぞれすべて上昇している^{*1}。このような親や教師以外の地域の大人とのかかわりの充実などの取組が引き続き着実に進展することを期待したい。

さらに、現在、学校教育は、勤労観・職業観の育成や道德教育、環境教育、伝統文化に関する教育、体験活動の充実など多岐にわたる課題に直面している。

このため、まず、時代の変化等により共通に指導する意義が乏しくなった内容を見直したり、教職員定数といった教育条件の有効な活用を考慮する必要があるが、それとともに、すべてを学校で抱え込むのではなく、学校の教育活動と家庭や地域、企業、NPOなどによる学校外の教育活動の役割を明確にした上で、例えば、就業体験活動の実施などを連携して行う必要がある。

また、「放課後子どもプラン」事業により、土曜日も含む放課後の学習や体験の場の整備が進んでいるが、このような学校外の教育活動を活用することによって、学校や教師の負担を大きく増加させることなく、子どもの学習や体験活動の機会の質・量両面にわたる充実を図ることが考えられる。

*1 内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」(平成19年2月)

そのためには、学校や教育委員会等が子どもに学習や体験活動の機会を提供する学校外の教育活動との連携を積極的に行うことが必要である。

なお、将来的な課題として、子どもに対する学習や体験活動の提供についての教育委員会等の責任を明確化することや、地域、企業、NPO などによる学習や体験活動の提供といった取組を奨励する仕組みの構築などについて制度的に検討することが必要である。

(2) 企業や大学等に求めるもの

4.(1)で指摘したとおり、非正規雇用が増大するといった雇用環境の変化は、子どもたちの学習意欲などにも大きな影響を及ぼしている。企業等にとっては、子どもたちが将来を見通して希望をもって学習に取り組むことができるよう、人材を育てることを重視した雇用環境の整備を強く求めたい。

また、メディアは子どもたちに大きな影響を及ぼしている。メディアを通じ提供される情報の中には有害なものも含まれており、その弊害は計り知れない。企業等が、子どもたちをはぐくむという立場に立って、メディアの有害情報の除去や子どもたちに触れさせない方途の確立など子どもたちを取り巻く環境に配慮した行動をとることを強く要請したい。

~~また、~~大人が家庭や地域で子どもたちの教育や安全の確保に十分役割を果たせるようになるためには、大人の働き方の問題がかかわっており、企業の協力も必要である。男女共同参画社会において、子育てと職業が両立できるようにするための行政や企業の取組や環境づくりが求められる。

次に、大学については、子どもたちの学習だけではなく、社会の在り方にも大きな影響を与える大学入学者選抜の改善に取り組むよう強く求めたい。

第一に、入学者選抜において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力等についてもバランスよく問い、これらの力を高校教育と大学教育が連携してはぐくむことが重要である。このことは大学教育の改善にとっても極めて重要であると考え。記述式など思考力・判断力・表現力等を問う出題の充実を求めたい。

また、学校教育において子どもたちの社会的な自立を重視する観点から、志願者のボランティア活動などの社会参加の状況を評価するなどの取組も重要である。

第二に、18歳人口の減少による「大学全入時代」における大学入学者選抜の現状は、高校生の学習意欲などに大きな影響を及ぼしている。中央教育審議会全体で、高等学校の教育課程、大学入学者選抜、学士課程教育を見通し、学力の水準を確保するとともに、生徒・学生が目標を持って学習に取り組むことができるような改善・工夫について検討することが必要であると考え。